

## 評議員の報酬等の支給基準

### (目的)

第1条 この基準は、社会福祉法人コロロ学舎（以下「法人」という）の評議員の報酬等に関する基準を定めたものである。

### (適用範囲)

第2条 この基準は、法人の評議員選任・解任委員会で選任された評議員を対象とする。

### (報酬等)

第3条 評議員の報酬等は、評議員の地位にあることのみをもっては支払わない。ただし、次の各号に該当する場合は、各年度の総額が45万円を限度として支払うことができる。

- (1) 評議員会に出席した評議員に1回につき31,972円（内所得税11,972円）を支払うことができる。
- (2) 理事長又は理事会の要請により、理事会に出席した評議員に1回につき31,972円（内所得税11,972円）を支払うことができる。

### (支払方法)

第4条 第3条の支払方法は、原則としてその都度現金払いとし、領収書を徴収する。

### (業務)

第5条 第3条の規程にかかわらず、評議員が法人及び施設等の業務を1日3時間以上行った場合は、1日につき31,972円（内所得税11,972円）を支払うことができる。

また、評議員が法人及び施設等のため出張した場合は、1日につき31,972円（内所得税11,972円）及び実費として交通費、宿泊費を支払うことができる。

### (支払制限)

第6条 第3条・第5条にかかわらず、法人会計の財源が十分でない場合は、第3条・第5条の報酬等を支払わないことができる。

### (その他)

第7条 この基準に定めのない事項及び基準の改廃は、評議員会の承認を得るものとする。

この基準は、平成29年6月10日より施行する。

この基準は、平成30年6月8日より改正し施行する。